

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェク ト名	提案 理番 番号	提案主 体名	制度の所 属(関係 官庁)		
0720010	果実酒等の製造 免許に係る要件 緩和	酒税法第7条第1項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄府県庁長の免許を受けなければならない。酒類の製造数量は、一年間の製造見込数量が一定の数量(果実酒は600kg)に達しない場合は、受けることができる。	地域内で生産されるブドウなどを得て果実酒の製造ができる。地域振興に役立つものと考え、酒税法第7条第2項以下で最低製造数量(5キロリットル)が決められており、免許の取得が困難である。そのため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンラインのオリジナルワインに対して「採算性」の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し特区内の前泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等に含めて地域振興による前払式証書の導入により「特区」以外の流通と「税の滞納」を予防出来る。「公益通報者保護法」に基づく「密告報告」の「目安箱」の設置によって監視強化が可能となり「密告の横行」も予防できる。廃棄予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値製造によって「税の増収」にも貢献できる。	C	概して、人口が減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。高齢化率も高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧される。そこで、地域資源と地域特性を活かした産地により地域が活性化し「若者の定住促進」が可能となり、合わせて長期滞在観光客やリピーターによってグリーンツーリズム促進による地域再生と環境保全、改善により持続可能な社会の構築にも貢献できると考えられる。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	納の浦り、サンライズプラン	1013030	個人	財務省	
0720020	酒税法規則第13条3項令第五十項第十項第二号に規定するものの中で自ら生産した農産物を、農産加工する過程において酒税が納付されたアルコール20度以上の酒類を用いるにあたり、みりん、酢、醤油等と同様のあつかいとする。	酒税法第1条、第2条第1項、第43条第1項	酒類には、酒税法により、酒税を課する。「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	酒税が納付された、アルコール20度以上の酒類に農産物を漬込む事は手軽に農産加工品の多様性を増す手段である。例えば、規則第13条3項令第五十項第十項第二号に規定する財務省令で定める酒類と混和できるものの中で自ら生産した農産物と酒類が課税済みのアルコール20度以上の酒類を混和しジャム等と同様の農産加工品と認めてほしい。	枚方市杉地区は規模は小さいが色々な果物が豊富です。しかし、特産品であるすももやこれら果実は生果での日持ちが悪く、生果での販売方法では消費の拡大が困難です。アルコール(酒税が納付されたアルコール分20度以上の酒類)につけこむことにより、味や色、香りを良くし、手軽に農産加工品の多様性を増す手段となり、余剰農産物の有効活用にもなります。このことは、地域農業の更なる活性化、規模の拡大、国内農産物の消費拡大へとつながります。	C	酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類とし、酒類に対して酒税を課するものとする。また、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、混和後の酒類に対して適正な課税を行うこととしている。このような酒税の課税対象に関する問題は、規制には当たらないと考えている。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。	本提案は、アルコール分1度以上の果物や野菜を真空パックにして販売するというものであり、保存用のアルコールは飲料として販売するのではなく、あくまでも保存するための材料として扱うものであるが、これらも一律に酒類と判断されるものか、再度検討し回答された。		1045010	個人	財務省	
0720030	般若酒の製造・販売について	酒税法第1条、第2条第1項、第43条第1項	酒類には、酒税法により、酒税を課する。「酒類」とは、アルコール分1度以上の飲料をいう。酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	植物を加工して般若酒を作るとは、医療関係で酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。	日本には春夏秋冬と四季に恵まれ全国的に優秀な樹木にどのような活用できるか、人間の認知により、研究又は開発を試み、それを社会の人たちに健康の為、奇麗にしたいものです。特に神経痛や疼痛(ツツキ)其他の難病、脳の細胞の死滅を防止する物質は数々の実験も副作用が無いのが特徴です。お互い人間として何等かの貢献できれば、人生観として最大の喜びであることと確信いたします。市販の精糖乙類25度購入して植物採集して松葉を漬込、2年間熟成したものです。他に食物を煎じて2割程度混入し、般若酒となります。	C	酒税法では、アルコール分1度以上の飲料を酒類とし、酒類に対して酒税を課するものとする。また、酒類に他の物品を混和したものが酒類に該当する場合には、混和後の酒類に対して適正な課税を行うこととしている。このような酒税の課税対象に関する問題は、規制には当たらないと考えている。	貴省からの回答内容は大体分かりましたが更にお願いします。般若酒は、市販のしょうちゅう乙類25度を仕入れ、祝物に漬込み熟成したもので、なお、生の植物を煎じて2割程度混入した他に還元糖も使用します。特別な手続き(税務署や公衆衛生所に届出で健康食品を生産したい)。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。		1171010	個人	財務省	
0720040	専売品の小売許可の緩和について	酒税法第9条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄府県庁長の免許を受けなければならない。酒類の製造数量は、一年間の製造見込数量が一定の数量(果実酒は600kg)に達しない場合は、受けることができる。	飲食業の組合が農協の協力を受けて栽培した特産農産物(三浦大根)を酒造会社に依頼し、大根焼酎を作ったのですが、専売品ということで通常の飲食店では販売ができな。専売品を生かすため、専売品を醸造し小売販売できるようにする。	地域の特産物を生かし、地域活性化のために町おこしの一環として飲食店の組合が原料となる三浦大根を栽培し、酒造会社の協力の下、商品開発をした。地域活性化を考え自らの手で作り上げていった経緯と苦労を考え、地域活性化に繋がる更なる町おこしのためにも飲食店での特産販売をお願いしたい。	D	酒税法上、酒類の販売もしようとする者は、販売場ごとに免許を受けなければならないとする一方、酒場、料理店等のもっぱら自己の営業を営む場において飲用に供する酒については、免許を要しないが、販売先免許の取得が可能である。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。		1330010	みうら江前倶楽部	財務省		
0720010	酒税法の、製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第9条第2項、酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄府県庁長の免許を受けなければならない。酒類の製造数量は、一年間の製造見込数量が一定の数量(果実酒は600kg)に達しない場合は、受けることができる。	酒税法第7条第2項酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄府県庁長の免許を受けなければならない。酒類の製造数量は、一年間の製造見込数量が一定の数量(果実酒は600kg)に達しない場合は、受けることができる。	実施内容 事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参加及びそれに伴う休耕地の解消を図る。町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。	C	「製造免許について」 酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることと併せて密告の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特別措置を講ずることとしたものである。また、民宿等併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金を補ってコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすこととは少ないのではないかと考えられることや、農家民宿等の運営の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことなど、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかとされた。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。		1021010	明和町	財務省
0720011	酒税法の、製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第9条第1項、酒税法第10条第10項	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄府県庁長の免許を受けなければならない。酒類の製造数量は、一年間の製造見込数量が一定の数量(果実酒は600kg)に達しない場合は、受けることができる。	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄府県庁長の免許を受けなければならない。酒類の製造数量は、一年間の製造見込数量が一定の数量(果実酒は600kg)に達しない場合は、受けることができる。	実施内容 事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参加及びそれに伴う休耕地の解消を図る。町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。	D	「販売免許について」 酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることと併せて密告の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特別措置を講ずることとしたものである。また、民宿等併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金を補ってコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすこととは少ないのではないかと考えられることや、農家民宿等の運営の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことなど、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。以上が当方の考え方であるが、酒類の製造者、製造見込数量等具体的な計画があれば明らかとされた。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答された。		1022010	明和町	財務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	制度の所管(関係府庁)
0720160	輸入貨物に対する税関検査の優良事業者への優遇化	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経たずして輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査が必要な場合における、過去の取引実績を考慮した「検査個数及び検査に係る費用の軽減措置」を新設する。	現物検査の場合でも、検査個数の軽減や現場検査(出張検査)による検査費用(運送費)を軽減することにより、リードタイムの短縮やコストの低減が可能となり、航空物流の効率化・促進につながり、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 税関では、輸入申告された書類を審査し、必要があれば当該貨物が申告書に記載されている貨物と同一であるか、数量が正しいか、怪しい荷物が入っていないか等について、税関検査(現物検査)が行われる(関税法第67条)。また、税関検査が税関の検査場で行われる場合、検査場までの輸送費用(貨物の検査場への運送費)は荷主負担となっていることから、これらの負担の軽減を求めるものである。	D		税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 貴省回答では、現行制度において対応可能なところだが、提案者が希望している「検査個数及び検査にかかる費用の軽減、」について対応可能なか、あわせて右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい		「優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。また、無作為指定による検査については、関税法基本通達67-3-10(2)において標準的な検査個数を削減する旨を明記しているところである。なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。したがって、現行制度においても、提案者が希望している「法令遵守に優れた事業者について」現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減、」に対応可能となっている。簡易申告制度については、関税法の改正により本年4月から貨物の指定及び年6回以上の継続輸入要件を廃止したところであり、原則として、全ての貨物について利用が可能となっている。		右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい		「検査個数の軽減については、「過去の取引実績を勘案し、「基準を満たさない個数の検査で十分である」と認められるもの、については適宜検査個数の軽減を行うことであるが、具体的なにはどのような「検査実績」が勘案されるのか、また適宜軽減とは具体的にどの範囲をさすか、ご指示願います。 「検査個数が削減されれば、輸出通関時間の短縮が図れます。S・C・Mのための多頻度輸送のメリットが活かされません。 また、コンプライアンス体制がたとえ最良でも検査(と審査)は実施されることを踏まえ、検査場検査の緩和(出張検査の拡大)についてはどのようにお考えか、ご指示願います。		税関における検査については、X線検査装置等の検査機器等が整備された税関検査場において効率的に実施することを基本としているが、従来より、貨物が設置されている倉庫等で検査を実施することが効率的である場合や税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適当な場合には、貨物の設置場所へ職員が赴いて検査を実施している。貨物の設置場所での検査については、今後とも、検査の効率性等を勘案しつつ対応してまいりたい。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 2 3 4 5 6	大阪府、関西国際空港株式会社	財務省		
0720160	輸入貨物の税関検査が必要な場合における、検査個数軽減及び現場検査(出張検査)拡大	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経たずして輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査が必要な場合において、過去の取引実績を考慮し、優良事業者に対して検査個数及び検査費用の軽減措置を講ずる。	・本提案は、過去の取引実績やコンプライアンス体制構築において優れた事業者について、貨物の検査個数の軽減、検査場検査の緩和・現場検査(出張検査)の拡大(検査場への貨物輸送負担の軽減)を要望するもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 (提案理由) ・税関では輸入申告された書類を審査し、必要があれば当該貨物が申告書記載貨物と同一であるか、数量が正しいか、怪しい貨物が入っていないか等について税関検査(現物検査)を行う。均質等量に包装された貨物について、一定の検査個数の基準が定められている。 ・また、税関検査は原則、税関検査場で行うこととされており、検査場までの輸送費用(貨物の検査場への運送費)は荷主負担となっている。 ・この点において事業者負担が軽減できれば、コスト削減、リードタイム短縮を図ることができる。 (代替措置) 輸出手続における「特定輸出申告制度」のように、コンプライアンスに優れているとして、あらかじめ税関長の承認を受けた優良輸出事業者については、検査手続の軽減を図ることが適当。	D		税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 貴省回答では、現行制度において対応可能なところだが、提案者が希望している「検査個数及び検査にかかる費用の軽減、」について対応可能なか、あわせて右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい		「優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。また、無作為指定による検査については、関税法基本通達67-3-10(2)において標準的な検査個数を削減する旨を明記しているところである。なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。したがって、現行制度においても、提案者が希望している「法令遵守に優れた事業者について」現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減、」に対応可能となっている。簡易申告制度については、関税法の改正により本年4月から貨物の指定及び年6回以上の継続輸入要件を廃止したところであり、原則として、全ての貨物について利用が可能となっている。		右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい		「検査個数の軽減、出張検査の拡大については、航空貨物輸送の効率化・迅速化の観点から重要と考えます。 輸送手続が活用可能な一部の場を除き、輸入通関手続の基本原則においては、「(コンプライアンス)最良とみなされる事業者について、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っている」とご回答のとおり、たとえコンプライアンス体制が最良であったとしても、検査(と審査)は省略されないこととなります。これを踏まえ、検査場検査の緩和(出張検査の拡大)についてはどのようにお考えか、ご指示願います。 また、検査個数の軽減については、「過去の検査実績を勘案し、「基準を満たさない個数の検査で十分である」と認められるもの、については適宜検査個数の軽減を行うことであるが、具体的なにはどのような「検査実績」が、具体的にどのくらい軽減していただけるのか、予測可能性の向上等に航空貨物輸送の効率化・迅速化の観点からご指示願います。		税関における検査については、X線検査装置等の検査機器等が整備された税関検査場において効率的に実施することを基本としているが、従来より、貨物が設置されている倉庫等で検査を実施することが効率的である場合や税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適当な場合には、貨物の設置場所へ職員が赴いて検査を実施している。貨物の設置場所での検査については、今後とも、検査の効率性等を勘案しつつ対応してまいりたい。	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 2 3 4 5 6	愛知県、中部国際空港株式会社	財務省		
0720160	輸入貨物に対する税関検査の優良事業者への優遇化	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経たずして輸入の許可がされる。	輸入貨物の税関検査において、過去の取引実績を考慮し、優良事業者に対して検査個数及び検査費用の軽減措置を講ずる。	現在、輸入申告書類の審査後、貨物が申告書に記載されているものと同一であるか、数量が正しいか等、必要に応じて税関検査(現場検査)が実施されており、当該検査が税関の検査場において実施される場合、検査場までの輸送費用(貨物の検査場への運送費)は荷主負担となっている。航空貨物輸送を効率化する観点から、検査に係る費用(運送費)の軽減、貨物引ロードタイムの短縮、貨物地区の混雑緩和等を推進するため、過去の取引、コンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者に対して、現場検査における検査個数の軽減、出張検査の実施等を検討したい。	D		税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 貴省回答では、現行制度において対応可能なところだが、提案者が希望している「検査個数及び検査にかかる費用の軽減、」について対応可能なか、あわせて右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい		「輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。また、無作為指定による検査については、関税法基本通達67-3-10(2)において標準的な検査個数を削減する旨を明記しているところである。なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。したがって、現行制度においても、提案者が希望している「法令遵守に優れた事業者について」現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減、」に対応可能となっている。簡易申告制度については、関税法の改正により本年4月から貨物の指定及び年6回以上の継続輸入要件を廃止したところであり、原則として、全ての貨物について利用が可能となっている。		右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい		「優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っている」とご回答について、コンプライアンス体制がたとえ最良でも検査(と審査)は実施されることを踏まえ、検査場検査の緩和(出張検査の拡大)についてはどのようにお考えかご指示願います。また、検査個数の軽減については「過去の検査実績を勘案し、「基準を満たさない個数の検査で十分である」と認められるもの、については適宜検査個数の軽減を行うことであるが、具体的なにはどのような「検査実績」が、具体的にどのくらい軽減していただけるのか、予測可能性の向上等に航空貨物輸送の効率化・迅速化の観点からご指示願います。		税関における検査については、X線検査装置等の検査機器等が整備された税関検査場において効率的に実施することを基本としているが、従来より、貨物が設置されている倉庫等で検査を実施することが効率的である場合や税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適当な場合には、貨物の設置場所へ職員が赴いて検査を実施している。貨物の設置場所での検査については、今後とも、検査の効率性等を勘案しつつ対応してまいりたい。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 2 3 4 5 6	千葉県、成田国際空港株式会社	財務省		
0720170	輸入又は輸出貨物の税関検査における優遇	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経たずして輸入の許可がされる。	【内容】 輸入・輸出貨物の貿易関連手続きの簡素化とともに、優良事業者に対して法令遵守に優れた事業者に対して、税関検査における優遇措置を講ずる。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について 現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減 【提案理由・目的・効果等】 港湾フルオープン化への対応やスピーディーでシームレスな国際競争力強化を実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	D		税関では従来より、輸入者の過去における輸入実績等をもとに、通関情報総合判定システム等を活用して、輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。 貴省回答では、現行制度において対応可能なところだが、提案者が希望している「検査個数及び検査にかかる費用の軽減、」について対応可能なか、あわせて右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい		「輸入者のコンプライアンス体制の構築状況等も踏まえ、優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っているところである。また、無作為指定による検査については、関税法基本通達67-3-10(2)において標準的な検査個数を削減する旨を明記しているところである。なお、輸入者のコンプライアンスに着目した制度である簡易申告制度においては、特別輸入者のコンプライアンスを反映し、基本的に審査・検査を省略している。したがって、現行制度においても、提案者が希望している「法令遵守に優れた事業者について」現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減、」に対応可能となっている。簡易申告制度については、関税法の改正により本年4月から貨物の指定及び年6回以上の継続輸入要件を廃止したところであり、原則として、全ての貨物について利用が可能となっている。		右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい		「優良とみなされる事業者については、貨物のリスクに応じた審査・検査を行っている」とご回答について、コンプライアンス体制がたとえ最良でも検査(と審査)は実施されることを踏まえ、検査場検査の緩和(出張検査の拡大)についてはどのようにお考えかご指示願います。また、検査個数の軽減については「過去の検査実績を勘案し、「基準を満たさない個数の検査で十分である」と認められるもの、については適宜検査個数の軽減を行うことであるが、具体的なにはどのような「検査実績」が、具体的にどのくらい軽減していただけるのか、予測可能性の向上等に航空貨物輸送の効率化・迅速化の観点からご指示願います。		税関における検査については、X線検査装置等の検査機器等が整備された税関検査場において効率的に実施することを基本としているが、従来より、貨物が設置されている倉庫等で検査を実施することが効率的である場合や税関検査場へ貨物を搬入させることが物理的に困難又は不適当な場合には、貨物の設置場所へ職員が赴いて検査を実施している。貨物の設置場所での検査については、今後とも、検査の効率性等を勘案しつつ対応してまいりたい。	福岡・アジア・ゲートウェイ構想	1 2 3 4 5 6	福岡市	財務省		
0720171	輸入又は輸出貨物の税関検査における優遇	関税法第67条 関税法基本通達67-3-10	貨物を輸入しようとする場合には、輸入者は、税関長にその貨物に係る輸入申告を行い、必要な審査・検査を経たずして輸入の許可がされる。	【内容】 輸入・輸出貨物の貿易関連手続きの簡素化とともに、優良事業者に対して法令遵守に優れた事業者に対して、税関検査における優遇措置を講ずる。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について 米国向け輸出貨物の24時間ルールの緩和、などを行う。 【提案理由・目的・効果等】 港湾フルオープン化への対応やスピーディーでシームレスな国際競争力強化を実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	C	米国向け輸出貨物の24時間ルールは、米国政府による規制である。	米国向け輸出貨物の24時間ルールは、米国政府による規制である。		右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい	E		E		米国向け輸出貨物の24時間ルールは、米国政府による規制ではないが、従来より、米国政府との対話の場において、米国向け輸出貨物の24時間ルールの適用除外等について働きかけているところ。		米国向け輸出貨物の24時間ルールは、米国政府による規制ではないが、従来より、米国政府との対話の場において、米国向け輸出貨物の24時間ルールの適用除外等について働きかけているところ。	福岡・アジア・ゲートウェイ構想	1 2 3 4 5 6	福岡市	財務省	
0720180	成田・羽田の戦略的、一体的活用	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、簡易、税関空港、保税地域、税関直営等相互間に限り、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。	「アジア・ゲートウェイ構想」により、成田空港・羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進する。	「アジア・ゲートウェイ構想」では、「羽田空港との連携等による物流の効率化・円滑化を推進」することとしており、また、物流効率化の推進の方策として、「アジア・ゲートウェイ構想改革特区(仮称)」を活用することとしているところである。今後の首都圏における航空貨物分野の動向については依然として不透明な部分も多いが、2019年の空港処理能力の増大に向け、成田空港及び羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進していくため、羽田空港と成田空港間の「税関手続きの簡素化」の検討が必要と考える。 具体的には、国際物流促進のため、羽田空港と成田空港間において外国貨物を運送する際、簡便な保税運送申請、輸出入手続を伴わない貨物の積替え等、同区間を一つの「総合保税エリア」とみなす運用ができれば、簡便な輸送が可能となる。また、航空機に搭載する輸送用機材であるULD(パレット)は、国内線・国際線ともに同仕様であることから、同地域内において、ULDの国内貨物・外国貨物の扱いにかかわらず手続を廃止し、国内線・国際線で共用できるよう検討したい。	F	ご要望の税関手続の簡素化に関しては、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。なお、ULDの取扱いには、その特殊性に鑑み、簡素化された手続による自主的な管理としているところである。	右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい	F		右の提案主体からの意見を、再度検討し、回答されたい	F		F		ご回答頂いたとおり、本件に係る税関手続の簡素化については、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。なお、ULDの取扱いには、その特殊性に鑑み、簡素化された手続による自主的な管理としているところである。		保税・通関制度全体の見直しについては、「貿易手続改革プログラム」(アジア・ゲートウェイ戦略会議)「物流・貿易関連手続等に関する検討会」取りまとめとして平成19年度中に方向性スケジュールを具体的に示すこととされていることから、今後検討を行うに必要であると考慮しており、今後検討を行うに必要であると考慮しており、可能な範囲で、その都度、見直しの方向性をお示ししていくこととした。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 2 3 4 5 6	千葉県、成田国際空港株式会社	財務省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容-提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類、見直し	措置の内容、見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	制度の所管(関係)府庁
0720181	成田・羽田の統一的・一体的活用	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関監督等相互間に関り、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。	「アジア・ゲートウェイ構想」により、成田空港・羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進する。	「アジア・ゲートウェイ構想」では、「羽田空港との連携等による物流の効率化・円滑化を推進」することとしており、また、物流効率化の推進の方策として、「アジア・ゲートウェイ構改革特区(仮称)」を活用することとしているところである。今後の首都圏における航空貨物分野の動向については依然として不透明な部分も多いが、2019年の空港処理能力の増大に向け、成田空港及び羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進していくため、羽田空港と成田空港間の「税関手続きの簡素化」の検討が必要と考える。具体的には、国際物流促進のため、羽田空港と成田空港間において外国貨物を運送する際、簡便な保税運送申告、積出港変更手続きを行わない貨物の積替え等、同区間を一つの「総合保税エリア」とみなす運用ができるよう検討頂きたい。また、航空機に搭載する輸送用機材であるULD(特にパレット)は、ULDの内国貨物・外国貨物の扱いにかかわらず、国内線・国際線で共用できるような検討頂きたい。	F		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	貴省回答では、保税・通関制度全体の見直しの中で今後検討していくこととしている。なお、ULDの取扱いには、その特殊性に鑑み、簡素化された手続きによる自主的な管理としているところである。			各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	成田空港の容量拡大、羽田空港再拡張と国際貨物定期便等の増加による、成田・羽田の一体的活用を推進するためにも、国内・国際の貨物を集荷・積替・各地へ配送等を行うハブ空港としての機能の強化が必要であるため、地方空港の国内ULDを成田・羽田で外貨ULDに積替えずに済むよう、区別を見直し頂きたい。また、少なくとも税関の課税として、国内線での外貨のULDを運送したり、国内線を外貨貿易場で内貨ULDを運送する際の手続(内国輸送申告や保税運送申告等)について、計画的のある場合は、事前の包括承認等の簡素化を早急に講じて頂きたい。			成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 5 1 0 2 0	千葉、成田国際空港株式会社	財務省	
0720190	指定地区内の保税運送承認免除化	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関監督等相互間に関り、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。	現在、各事業者ごとに指定されている保税蔵置場間に行われている貨物移動については、原則その都度の保税運送承認手続きが必要であるが、保税取締上問題がないと認められる指定された地区内においては、これを免除する。	保税運送に必要であった手続きを免除することにより、リードタイムの短縮と貨物品質の向上を図る。特に関西国際空港は、国際貨物便の50%が中国路線であり、このような飛行時間が約1-3時間以内の航空物流においては、空港内における数十分の短縮も、大きくトータルリードタイムの効果的短縮につながる。特に温度管理が重要な輸出生鮮貨物においては、商品劣化を防止、新鮮なものをそのまま市場に送り出すことができ、商品付加価値の向上、食の安全の向上にもつながり(クールチェーンの実現)、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。(提案理由) 関西国際空港の国際貨物地区は他空港と相違し、エアライン・フォワード・通関業者が一地区の極めて隣接したエリアに集約されており、数100m-数100m以内の保税蔵置場間における貨物移動が主である。そのような短距離貨物移動においても保税運送承認手続きが必要であることは、集約型複合機能型の国際貨物地区をもつ関西国際空港のメリットを十分に有効活用できない。関西国際空港の国際貨物地区は、「空港保安区域」として一般の人が容易に進入することできない地区となっており、保税運送承認の免除を行うに足るセキュリティが十分に確保されていることから、承認免除化を実現したい。	D		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	貴省回答では、現行制度において対応可能なことであるが、指し業者が希望している「承認免除化の実現」が実現している一括承認は同一内容かどうか、あわせてその提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。			各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	「包括承認制度は一定期間の承認であり、全ての者が承認されるわけではありません。関西国際空港の国際貨物地区はセキュリティが確保され、保税蔵置場間の移動距離も短縮されており、このような保税運送と数百キロも離れた保税蔵置場間の保税運送が関係に認められることに違和感があります。保税運送承認は運送途上におけるリスク回避を図ることが目的です。関西国際空港では、これまで多くの保税運送が関係が行なわれ、取扱いの危険性が低いことを実証しています。このような地域の特性を勘案し、保税運送承認の免除をお願いします。保税法上は、空港内の貨物移動はその取扱いの支障がないとして、特段の手続きは不可能です。			関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 0 0 2 0	大阪府、関西国際空港株式会社	財務省	
0720180	近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	関税法第63条	外国貨物は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関監督等相互間に関り、外国貨物のまま運送(保税運送)することができる。	【内容】 総合保税地域の保税運送承認は撤廃されているが、博多港の近接するその他の保税地域間における貨物移動(保税運送)についても、税関の承認なしで可能とする。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について、博多港臨港地区内の保税地域間における保税運送、税関の「事前承認」ではなく、「事後報告」のみで可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 スピードでスムーズな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	F		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	保税運送承認制度の簡素化について、どのような方向性で見直しを検討されているのかをお示しください。博多港では、Sea & SeaやSea & Railなど様々な輸送モードが円滑に接続する国際複合一貫輸送サービスの充実に取り組み中であり、手続き簡素化による効果は大きいと考え、このため、コンプライアンスに優れた事業者が、博多港臨港地区内における指定保税地域相互間、保税蔵置場相互間、指定保税地域と保税蔵置場間等での保税運送を、税関の「事前承認」ではなく、「事後報告」のみで可能とするについて提案する。			各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	「包括承認制度は一定期間の承認であり、全ての者が承認されるわけではありません。関西国際空港の国際貨物地区はセキュリティが確保され、保税蔵置場間の移動距離も短縮されており、このような保税運送と数百キロも離れた保税蔵置場間の保税運送が関係に認められる場合に、一定期間を一括して承認することが可能となり、保税運送承認制度においては、その都度の保税運送承認手続きを必要とせず、発源地である一保税地域から到着地である複数の保税地域間の運送について、包括承認運送が承認されるものである。なお、運送承認は免除することは、簡税法上の税の確保、運送責任の明確化、保税蔵置場での適正な貨物管理に支障をきたしかねず、また、国際貨物地区内における一括承認において、運送場所の指定を一切行わないことは、適正な貨物管理に支障をきたしかねないため困難である。			福岡・アジア・ゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 9 0	福岡市	財務省	
0720210	出入国手続施設の多様化	関税法第67条	税関においては、既存の施設において、適かつ迅速な通関手続を行うため、X線検査装置等の検査機器及び積荷のためのシステム等を配備しているところがある。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設(ＣＩＱ)を行う運用を求めている。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。(提案理由) 関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	F		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	貴省回答では、税関職員の効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的な内容を持って対応を検討したいと考えているが、具体的な時期や緩和内容等について示すことが出来ないが、あわせて右の提案主体から、再度検討し、回答されたい。			各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	それでは、内容が具体化したときに御説明致しますので、その際は御検討願います。また、本省からも必要に応じて御助言・御支援をお願い致します。			関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 5 0 0 5 0	関西国際空港株式会社	財務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0720220	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	関税法第67条	税関においては、適かつ迅速な通関手続を行うため、X線検査装置等の検査機器及び積荷のためのシステム等を配備しているところがある。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗とは別個の(空港会社)が設ける出入国手続施設(ＣＩＱ)を行う運用を求めもの	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗とは別個の(空港会社)が設ける出入国手続施設(ＣＩＱ)を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとして中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、経済で進む日韓両者の境や日韓両者の関係の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のシステムで、別に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合は、プスに並ぶ乗客全てにおいて待機時・問合等を確保することが運賃コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を結入にたい状況となっている。 ・一方、アジアのゲートウェイとして、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運賃コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の確保を求めたものではない。 ・このような運用は、これらの機体の搭乗客のみ必要となるため、中部国際空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。	F		各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	貴省回答では、税関職員が効率的な業務処理に支障が生じない範囲内において、具体的な内容を持って対応を検討したいと考えているが、具体的な時期や緩和内容等について示すことが出来ないが、あわせて右の提案主体から、再度検討し、回答されたい。			各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	それでは、名古屋税関中部空港税関支署に具体的な内容について今後説明し、検討していただくこととなります。また、本省からも必要に応じてご助言・ご支援をお願い致します。			中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 3 6 0 0 1 0	中部国際空港株式会社	財務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	
0720230	国際定期貨物航空路線の誘致への支援と乗り入れに伴うC10の体制強化	関税法第42条	外国貨物は、保税地域以外の場所に着くことができない。	【内容】増加したフレーターに対応するために、既存の保税蔵庫に隣接した倉庫を事前に保税蔵庫として指定する。	【実施内容】国際空港貨物便に関し、二国間交渉ではなく、届出制により路線開設や増便等を行うことを可能とする。 【提案理由・目的・効果等】福岡空港の国際貨物輸送の利用増大を図る。	D	-	現行制度上、既存の保税蔵庫場の増設可否が所有又は管理する場所と同一の構内にある倉庫等を保税蔵庫場として追加したい場合には、税関に対し収容能力の増加の届出を行うことが可能である(関税法第44条)。			D	-				D	-		福岡・アジアゲートウェイ構想	1187121	福岡市	財務省	
0720240	鉄道輸送用コンテナ等の通関手続きの簡素化	コンテナ特例	関税及び消費税の免除を受けてコンテナを輸入しようとする者又は免税コンテナを輸出しようとする者は、コンテナリスト等に税関長に提出することによって簡易な通関(リスト通関)が認められている。	【内容】主に国内鉄道用に使われている12ftコンテナ等について、リスト通関を可能化する。	【実施内容】アジアとのSea & Railサービスを促進するために用いる12ftコンテナやフラットラックコンテナ等について、国際海上コンテナと同様、簡単にリスト通関を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】スピーディーでシームレスな国際複合・貨物流サービスを実現し、リードタイム短縮、コスト削減、CO2削減等に繋げる。	D	-	現行制度上、12ftコンテナ等であっても、他の国際海上コンテナと同様、コンテナリストによる通関が可能である。			D	-				D	-		福岡・アジアゲートウェイ構想	1187070	福岡市	財務省	
0720250	C10対応の特例(船内での入国審査等の実施)	関税法第79条	税関においては、大型クルーズ船に乗船して入国する旅客への対応について、あらかじめ提出された通関計画等に基づき、必要に応じて応接体制をとるなど、出入国旅客数に相当する職員を適時に配置し、税関手続きに支障を来さないように対応しているところである。	【内容】中国人旅行者の接岸前でのC10手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施するなど、接岸前に入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のC10手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入国審査の負担が軽減され、中国人旅行者の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C	-	税関においては、出入国旅客数に見合う職員を適時に配置し、円滑な通関手続きを行ってきているところである。 要請事項は、本船接岸前に船内での入国審査等のC10手続きを行い、旅行者の円滑な入国を可能として国内での滞在時間及び消費を拡大し、ひいては地域経済の活性化に貢献することを期待しているものであるが、通関手続きに必要な施設のない狭い空間で通関を行った場合には、旅行者に混乱をきたす恐れがあることなど、接岸後の出入国手続施設において、通関手続きを実施することが効率的であると考える。	提案主旨を充たすために手続き時間の短縮方法は具体的にどのようなものが想定されるか明示されたい、あわせて右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい	客年には、乗客2,000人規模の大型クルーズ船数が増加し、福岡に多く入港する予定である。博多港での審査設備・人員体制がこれに比べては、すべての手続きが終了するまでに時間差を要し、深刻な問題になると予想される。よって、船内での審査ということを提案させていただいたが、この方法が困難というのであれば、他の解決方法をご提示いただきたい。		D	-			D	-		福岡・アジアゲートウェイ構想	1187020	福岡市	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省	
0720260	アジアハイウェイの実現に向けた日本-韓国間の車両乗り入れに係る諸制度の特例	関税法第67条 国際フェリーを利用して輸出入する自動車等の通関手続について(昭和46年税関法第849号)	通関「国際フェリーを利用して輸出入する自動車等の通関手続について(昭和46年税関法第849号)」により、輸出入通関手続と再輸入免税又は再輸出免税の手続を簡便に併せて行うことが可能となっている。また、検査を行うに際しては、当該フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化が行われている。なお、本年1月から6月までの間に本手続を利用した家用自動車の通関が約300件行われている。	【内容】税関での車両検査の簡素化・合理化、利用可能な車種の拡大等により、日本-韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる	【実施内容】日本-韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する 【提案理由・目的・効果等】日本-韓国間に日常的な旅行圏域が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性化が図られる	D	-	国際フェリーを利用して輸出入する家用自動車の通関手続については、簡素な様式により輸出入申告と再輸入免税又は再輸出免税の手続を簡便に行うことが可能となっている。なお、車両等の検査については、乗客等の混雑を含め不正輸入防止の観点から必要に応じて行っているが、検査に当たっては、国際フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化を図っているところである。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい		D	-				D	-		福岡・アジアゲートウェイ構想	1187030	福岡市	国土交通省 財務省	
0720261	アジアハイウェイの実現に向けた日本-韓国間の車両乗り入れに係る諸制度の特例	関税法第67条 国際フェリーを利用して輸出入する自動車等の通関手続について(昭和46年税関法第849号)	通関「国際フェリーを利用して輸出入する自動車等の通関手続について(昭和46年税関法第849号)」により、輸出入通関手続と再輸入免税又は再輸出免税の手続を簡便に併せて行うことが可能となっている。また、検査を行うに際しては、当該フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化が行われている。なお、本年1月から6月までの間に本手続を利用した家用自動車の通関が約300件行われている。	【内容】税関での車両検査の簡素化・合理化、利用可能な車種の拡大等により、日本-韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる	【実施内容】日本-韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する 【提案理由・目的・効果等】日本-韓国間に日常的な旅行圏域が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性化が図られる	D	-	国際フェリーを利用して輸出入する家用自動車の通関手続については、簡素な様式により輸出入申告と再輸入免税又は再輸出免税の手続を簡便に行うことが可能となっている。なお、車両等の検査については、乗客等の混雑を含め不正輸入防止の観点から必要に応じて行っているが、検査に当たっては、国際フェリーが接岸する埠頭に職員を派遣して行っており、検査の合理化を図っているところである。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい		C	-	船内での車両の検査については、フェリーの入港後直ちに全ての車両の船卸しが行われ、その後、運航事業者等による一般貨物の船卸し作業が行われることから、税関が船内での車両検査を行った場合には、一般貨物の船卸し作業が滞ることとなる。このため、税関による車両の検査は、岸壁において実施することが、船卸し作業全体の円滑な進捗からみてもっとも効果的であると考えられる。			C	-		人港後岸壁において行っている現状の車両検査では、ご指摘のような行程で作業効率を保つと理解するが、今回の特区提案では、観光客の自前でマイカーでの日本-韓国間の移動をできるだけ円滑に行うことを可能としたいという趣旨から、入港前の航海中の時間帯を用いて、船内で車両検査を行うということを提案させていただいているものである。例えば、車両検査の一部(特に問題のない検査項目)は航海中の船内(海上)で検査を行うなども考えられるが、このような方法が困難というのであれば、他の解決方法をご提示いただきたい。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187030	福岡市	国土交通省 財務省

07 財務省 非予算(特区・地域再生再々検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	制度の所管府省庁			
0730050	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七條	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。	1 拡充提案	この規制の特例措置の要件で、構造改革特別区域内で農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が特区内の自己の酒類製造場で製造する酒類とされているが、酒類製造の一部を、区域内の杜氏等に委託しても良いと特例措置の要件の拡大を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例の特例措置を活用するにあたって、構造改革特別区域内の特定農業者が自己の酒類製造場で製造する酒類となっており、このことは、より品質の高い酒類を製造するのに寄与となっている。製造工程に地元杜氏等の技術を活用することにより、品質の良い酒類を提供できると、特定農業者がつくる米のブランド力と、地酒のブランド力が合することで、酒類と地酒の価値が共に高まることも期待できる。また、特区内の特定農業者の集落では、トキの野生放鳥に向けてのボランティア活動が活発であり、都市との交流が盛んであることから、この取組みが有効である。特定農業者の負担の軽減にも繋がることから、特区内の自己の酒類製造場で製造の一部(例:洗米・仕込み)、を特区内の杜氏に委託し、特定農業者と協働で酒類を製造できるように、特例措置の要件の拡大を求める。	D	-	酒類の製造免許を受けている者に酒類の製造を委託することは特に制約はない。		貴省回答では制約はない旨が示されているが、製造免許取得者に対する委託とはなっていないが、その場合でも委託可能なのかわせて意見の提案主体から再度見直し、回答されたい。	D		酒類の製造においては、清酒製造者の製造場で杜氏を雇用して製造を行っているのが一般的であり、このような形態で酒類を製造する場合は、特に問題はない、											2005020	佐渡市	佐渡トキめき酒造特区	財務省		
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八條	農林漁業体験民泊業その他酒類を自己の営業場において取用し供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として酒類を製造するために、製造免許を申請した場合に、特例の適用がある。	1 拡充提案	特区内農家に対するとびろく(製造許可)の条件緩和をお願いしたい。具体的には、とびろく(製造免許)の申請条件である農家レストランもしくは民泊の営業条件を撤廃していただきたい	本町は平成16年にどぶろく(特区)の認定をいただき、翌17年10月にはどぶろくの製造農家が1軒誕生しましたが、地域経済への波及効果は薄く、2軒目の製造農家は未だ見込みがない状況にあります。本会では、農林工商業者の事業機会創出を目的に、平成18年度中小企業庁の補助を受け、どぶろく(特区)を活用した三股町全面PR大作戦と銘打って、どぶろく(特区)を使った商品開発に取組みました。地域資源を活用し、町内農林工商業者が連携した事業として、関係機関やマスコミから注目をされ、その商品は東京で開催された商談会に出展したところ、多くのバイヤーから取引の商談をいただきたいところである。この事業を通じて、どぶろくの売上也好調で、H18年度の販売量は6千ロットルに及びました。しかしながら、新たな製造農業者が誕生せず、どぶろく(特区)を使った加工食品等を販売する農業者は、材料の確保の問題もあり、大手バイヤーとの取引を断念せざるを得ません。農家が製造免許取得に取組めない理由として、農作業をしながらレストランや民泊を営むことは困難との回答をされます。九州管内でも行政が特区の認定を受けたが、免許を取得される製造農業者が少ないのは、この点が影響しているのではないかと考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するための必要水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えないこと。対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずること。また、特定農業者を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とするため原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことではないのかと考慮されたことや、農家民宿等での酒類の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化に資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限ったものである。	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも、特定農業者の要件緩和が実現が出来ないうかが再度検討し、回答されたい。	C		検討要請に対する回答でもお答えしたように、民泊等を併せ営む農業者であれば酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、本特例措置が、グリーンツーリズムの推進を図るために、構造改革特別区域内に於いて生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図る、という趣旨で設けられていることから、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等で酒類を提供することを業とする者を特例の対象としているものである。														2007010	三股町 商工会	神話・伝説のふるさとグリーンツーリズム特区	財務省
0730070	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法施行令第12条第2項 酒税法施行規則第7条の2第2項 酒税法第10条第10号	申請する製造場の土地又は建物が自己の所有に属しないときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類を添付しなければならない。	1 拡充提案	農家民宿等の酒類製造において、同一生計を有する家族間での土地賃貸借契約締結の緩和を求める。	農家民宿等における酒類製造について、同一生計を有する家族間(農家民宿等の経営者が「特定農業者」で、農業収入に係る申告納税者が「農業者」で、土地の賃貸借契約締結する必要がなく)の酒類製造が認められること。このように、同一生計にありながら家族間の関係が避けられるよう提案いたします。	D	-	酒税法上、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合には、税務署長は製造免許を与えないことができるとされている。申請者と土地建物の所有者が異なる場合には、酒類の製造に關し安定的な経営が行われるかどうかを判断するための書類の提出を求めているところであるが、このような書類は、土地建物賃貸借契約書の写しに限るものではなく、これに代えて、同居親族の使用承諾書等でも可能である。	貴省回答では賃貸借契約書の締結の必要はない旨が示されているが、税務署から指摘された実情を踏まえると、その場合でも契約書は不要なのか、再度検討し、回答されたい。	D		酒類の製造にあたり自己の所有に属しない土地建物を使用する場合、安定的な経営が行われるかどうかを判断する必要があることから、酒税法施行規則第7条第2項第2号に基づき「製造場の土地建物自己の所有に属しないときは、賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類を申請書に添付していただきたい。」「賃貸借契約書」を契約書に添付し、同居親族の写しを添付していただくが、例えば同居親族が所有者であり同居契約書を取り交わしていない場合には、これに代わる書類として「使用承諾書」等を添付することで足りることとしている。											2009010	二戸市	二戸市ふるさと再生特区	財務省			
0730080	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法律等第7条第1項関係	製造場の範囲について、製造、貯蔵、販売等が一元的に集中して行われている等その他の実態がある場合には、酒類の製造機能と認められるもの、一つの酒類の製造場として取り扱っている。	2 関連提案	酒類の製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地内に存在する場合、農家民宿及び農園レストラン等において酒類を製造する場合、酒類の製造免許がなければ、製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地内にある場合でも、消費者が酒類を土産品として求めようとするば、わざわざ農家民宿及び農園レストラン等から製造場に移動し、酒類の購入を行わなければならない。この度の、通称「どぶろく(特区)」の認定の趣旨としては、農産物と並ぶ地域の活性化を推進することであり、事業の拡大のためにも、このような場合、単なる場所の移動によって酒類の販売の可否が決定部分があるため、酒税法における酒類販売免許の取得基準の緩和措置を行う。	酒類の製造場の範囲の判断に当たっては、酒類の製造、貯蔵、販売等が同一敷地内で一元的に集中して行われている等、機能的に同一の酒類の製造場と認められる場合には、一つの酒類の製造場として取り扱う等実態に応じて判断し、酒類製造場において酒類を販売することは可能である。酒類の製造、貯蔵、販売等を行う場所が独立しており、それぞれ機能が分離されている場合には、その販売場につき販売免許を取得する必要がある。	C	-	酒類の製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地内に存在する場合、酒類販売免許を取得しなくても、農家民宿及び農園レストラン等において酒類を製造して販売することができるよう措置を講ずる。	特区内において製造された酒類販売に限り、製造所と同じ建物でなくても、同一敷地内にある酒類販売場において酒類を製造することは出来ないうかが再度検討し、回答されたい。	C		酒類の販売については、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないとされており、酒類製造者であっても製造場以外の場所でも酒類を製造する場合は、原則として、販売免許を取得する必要があります。しかし、酒類の製造場において当該製造場で製造した酒類を販売する場合には、販売免許を取得する必要はない。なお、製造場の範囲については、施設が近接しているかどうかだけでなく、酒類の製造、貯蔵、販売等がこれらの場所で一元的に集中して行われている等その実態が機能的に同一の酒類の製造場と認められるかどうかとの観点から判断している。提案では、製造場と農家民宿・レストラン等の具体的な位置関係や機能が明らかでないが、同一敷地内にある施設についても、製造に係る施設と機能的に同一と認められれば、製造場の一部として取り扱われることとなる。													2010010	高槻市	高槻・とがいたな農産物特区	財務省	
0730090	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第七條	酒類の製造免許を受けようとする者は、申請書及び必要書類を税務署長に提出しなければならない。	1 拡充提案	親族等同じ世帯員を後継者とする場合の引継ぎ手続き、製造免許取得要件の緩和、手続きの簡素化を要望します。また、後継者の免許取得時に提出する書類も、先代の事業者が経営、製造を行っていた場所と同一の場所で事業を行う場合の提出書類の省略等(農業者の経営協議を行う際にもまとめて申請できるようにすることも可)も併せて要望します。	免許取得要件として、酒類製造者と農業者、民泊経営者が同一でなければなりません。この経営を後継者に引き継ぐ際、すべてを後継者名義に変更・譲渡しなければならず、無駄な費用や時間、努力を要されます。また、スムーズな継承が行うことができないと懸念されます。このように、農家経営者の高齢化が進んでいる中、製造者の拡大にもつながらず、製造者に対する配慮が不十分であると考えられます。	C	-	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも、特定農業者の要件緩和が実現が出来ないうかが再度検討し、回答されたい。	C		検討要請に対する回答でもお答えしたとおり、免許の効力は免許を受けた者に限って生ずるものである。製造免許を受けたようとする者は、要件を満たせば製造免許が交付されることから、法令に定める手続きを行っていただきたい。なお、免許申請手続については、作成が必要な書類について様式化し、申請者が定型的な文言を記入すれば足りることとするマニュアルを作成するとともに、税務署において適切な指導を行っている。													2011010	磐石町	しずく・元気な農産物特区	財務省		
0730100	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法律等第10条関係	経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされている。	2 関連提案	「経営の基礎が薄弱」と認められる場合、の基準の緩和を要望します。	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず、製造場から移出した酒類について酒税を納める義務があることから、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされており、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかの判断は、酒類製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を勘案して行っている。	C	-	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも、特定農業者の要件緩和が実現が出来ないうかが再度検討し、回答されたい。	C		酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、経営の基礎が薄弱であると認められる者には免許を与えないことができればとされており、特定農業者についても同様の取り扱いとすることが必要である。													2011050	磐石町	しずく・元気な農産物特区	財務省		

07 財務省 非予算 (特区・地域再生再々検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	特区の名称	制度の所管府省庁
0730110	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	酒税法の特例が認められている「濁酒」は、米等を原料として発酵させたもので、こさないものに限定されている。	1 拡充提案	農家民宿等が製造できる濁酒は、法律上することができないので、これをできるようにしていただきたい。	現在の特例措置では、「米、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもの」であり、農家民宿等が製造する濁酒には、原料である米やこうじの粒が残るため、観光客等からこれらの粒を取り除いて欲しいとの要望がある。農家民宿等が製造する濁酒については、一度だけでもいいので、布又は紙などで、こすことを容認していただければ、観光客にも満足いただき、かつ交流事業がさらに促進されるものと考えられます。また、米粒を取り除くことにより、課税移転後の発酵も抑制できる効果が期待できると考えます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。提案のとおり濁酒をこせば濁酒に該当することになるので、認めることはできない。	飲用者の嗜好性を高める意味合いで、簡易な手法を用いて、大きな米粒を取り除きつつも、白濁した状態で提供することを認められないか、あわせて右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	C		検討要請に対する回答でもお答えしたように、現行の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。	右の提案主体からの意見をもとに、再度検討し、回答されたい。	ご回答では、「濁酒をこせば濁酒に該当することになるので、認めることはできない」とありますが、布でこす以外の米粒を取り除く代替手段として、米粒が沈んだ濁酒の上澄み部分をつくう方法により、観光客へ提供することは可能でしょうか。また、特定農業者が製造する濁酒でも、その濁酒から米粒を取り除いた清酒でも、その流通性は大きな差はないと考えます。特定農業者が清酒を製造することについて、特区として措置できないか、併せて検討いただけますようお願いいたします。	C		現在の濁酒に係る製造免許の特例では、酒税の保全や税務執行コストの観点から、対象酒類を保存性や流通性の乏しい濁酒に限定したものである。また、「こす」には、その方法のいかんを問わず酒類のもろみを液状部分とせず部分と分離するすべての行為が該当するため、上澄み部分をつくうことも「こす」ことに含まれる。なお、米粒をすりつぶすことは「こす」ことには該当しない。	2012010	遠野市	日本のふるさと再生特区	財務省	
0730030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	構造改革特別区域法第二十八条	農林漁業体験民泊業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が自ら生産した米等を原料として、濁酒を製造するために、製造免許を申請した場合には、特例の適用がある。	1 拡充提案	農家民宿等が製造する酒類の原料について、自ら生産する米以外の原料も容認していただきたい。	現在の特例措置で、農家民宿等が製造できる酒類の原料は、「自ら生産した米」に限られているため、製造量が自ずと限られるとともに、多様な米の品種を用いて製造することが困難である。仮に冷害等の災害を被ると、事実上酒類の製造が困難となること予想される。自ら生産した米以外の米を原料として酒類を製造することを容認することにより、多様な酒類の製造が可能となることから、都市農村交流事業の一層の推進が期待されるものと考えます。なお、自ら生産した米以外の米を原料とする場合には、必要以上の酒の製造を抑制する趣旨からも、仕入れする米の量については、一定の上限を設ける措置を講じることが必要であると見ます。	C	-	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。すなわち、民泊等を併せ営む農業者であれば自ら生産した米を原料とする原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられ、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定したものである。	自然災害等により米の生産が大幅に減少し、事実上濁酒の製造が困難になった場合に限り、災害対策の観点から、他者が生産した米を使うことはできないが、あわせて右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	C		検討要請に対する回答でもお答えしたように、民泊等を併せ営む農業者であれば酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、本特例措置が、グリーンツーリズムの推進を図るために、構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた濁酒の提供を通じて地域の活性化を図る、という趣旨で設けられていることから、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、構造改革特別区域を訪れる者に対し、農家民宿等が酒類を提供することを業とする者を特例の対象としているものである。	自然災害等が発生したとき、災害対策の観点から、その被害状況に応じてどのように対応していくかを制度化していくことは必要と思われる。このことから、地震や土砂災害により米の生産が著しく減収し、自家生産米による濁酒製造が困難な場合に限り、特定農業者が作った米以外の米を使って濁酒が製造できるように検討し、回答されたい。	C		自ら生産した原料を使用すれば原料コストの低減が図られ、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことから、本特例措置では、濁酒の原料として使用できる米を限定しているものである。	2012020	遠野市	日本のふるさと再生特区	財務省		
0730130	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法及び酒類行政関係法律等第10条第10号関係	経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされている。	2 関連提案	観光施設等を運営する法人が、濁酒の製造を行うおとす場合の製造免許又は酒類の販売免許の申請者が経営者で権限を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合	酒類の製造免許の要件である経営基礎要件を充足するかどうかについての判断基準について、最終事業年度の繰越損失が資本等の額を上回っていないことが示されている。自家製による濁酒製造事業は、投入される費用も、通常の酒類製造と比較しても少額であり、交流事業を推進する一環として、観光施設等を運営する法人の再活性化として挑戦できる道を開くことが必要であると見ます。なお、本提案を措置していただくにあっても、例えば、資金の借入先が出資者と同じの者であること、酒税の納税に当たり連帯保証人を付すこと、といった条件を付すことにより、酒税納税への支障がないよう配慮することが必要と考えます。	C	-	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず、製造場から移出した酒類について酒税を納める義務があることから、酒税の適正かつ確実な課税を実現するため、酒類の製造について免許制を採用し、経営の基礎が薄弱であると認められる者等に対しては、免許を与えないことができることとされており、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかの判断は、酒類製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を勘案して行っている。	グリーンツーリズムが推進され、地域活性化に資するためにも提案主体の要望にある特定農業者の要件緩和が実現が望ましいが、あわせて右の提案主体の意見をもとに再度検討し、回答されたい。	C		酒類の製造免許に係る経営の基礎が薄弱であると認められるかどうかの判断については、酒税の納税義務者が酒類製造者であること踏まえ、あくまで免許申請者を対象として判断しており、連帯保証人等の第三者の資力を申請者に係る経営の基礎要件の判断に加えることはできない。今回提案主体から提出された意見には、連帯保証人等の考慮以外には具体的な提案がなされていないが、申請者に係る経営の基礎要件の判断に当たっては、酒類の製造に関する収支の見込み等を踏まえつつ、当該申請者の資産及び負債の状況、銀行との取引状況、国税等の納付状況等を勘案して行っているところである。	C				2012030	遠野市	日本のふるさと再生特区	財務省		